平成２５年（フ）第１１２号
埼玉県熊谷市大原１丁目21番23号　ベルトピア熊谷14―202号
破産者　栗田　実好
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４４号
神奈川県秦野市渋沢２丁目23番22号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市堀山下571番地の５
破産者　諸星　良行
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８３号
神奈川県小田原市西酒匂２丁目10番32号
破産者　田島　晴江
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４０４号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ウエルカーサ秦野二番館105号
破産者　奥山　紀孝
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３１号
神奈川県小田原市鴨宮424番地の２　松栄荘
破産者　藤島　博文
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８９１号
愛知県安城市百石町１丁目18番地10、開始決定時の住所愛知県安城市日の出町４番３号サン・ピポット南安城501
破産者　牧野　　茂
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１５０号
名古屋市中川区澄池町15番25号
破産者　日紫喜勝巳
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７３４号
名古屋市名東区藤森２丁目287番地　青山マンション306号
破産者　風水舎　竹内友康こと　竹内　一正
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４１号
名古屋市中区栄４丁目15番14号　栄ハイホーム908号
破産者　山田　祐己
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９２号
名古屋市南区堤起町３丁目１番地　堤起荘２棟706号
破産者　西野　悟春
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１７号
名古屋市中川区助光２丁目1401番地　助光荘１棟302号
破産者　前園　礼子
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７５４号
愛知県尾張旭市城前町砂川4809番地
破産者　林　　斉
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１２号
名古屋市中区丸の内１丁目15番28号　ナビシティ丸の内403号
破産者　松原　健史
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号
三重県伊賀市上野田端町1004番地の１
破産者　小川　　淳
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１４９号
大津市石場８番７号
破産者　フィフティーズこと　長瀬　　洋
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３０号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地８―202号、開始決定時の住所滋賀県草津市平井５丁目10番20―401号　ディオフェルティ草津
破産者　奥山　幸司
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９４号
大津市坂本３丁目18番71―306号、前住所大津市雄琴６丁目15番59号
破産者　堀江　一嘉
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２１号
京都市右京区西京極畑田町10　パルテ西京極502号、申立時の住所京都市右京区西京極徳大寺団子田町38番地　グラン・コート西京極Ⅱ702号室
破産者　小森　弘市
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
奈良県桜井市大字草川130番地の４
破産者　木下　信弘
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所